

## 統計法（昭和二十二年法律第十八号）

## 抜 粹

## （統計基準の設定）

第二十八条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

## 附 則

第三条 改正後の統計法第六条の規定による作成基準の設定、新法第二十七条の規定による事業所母集団データベースの整備、新法第二十八条の規定による統計基準の設定及び新法第三十五条の規定による匿名データの作成並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても、新法の例によりすることができる。

## 世界保健機関分類規則

[ 疾病及び死因の分類（統計の作成及び公表を含む）に関する規則 ]

第 20 回世界保健総会は、死亡及び疾病統計を比較し得るような基準において、作成し公表することの重要性に鑑み、世界保健機関憲章第 2 条(s)、第 21 条(b)、第 22 条及び第 64 条の規定に基づき、1967 年 5 月 22 日、1967 年分類規則を採択する。この規則は、引用に際しては、世界保健機関分類規則と称することができる。

第 1 条 下記第 7 条の規定に基づき、この規則が効力を生ずる世界保健機関の加盟国を、以下加盟国という。

**第 2 条 死亡及び疾病統計を作成する各加盟国は、世界保健総会がその都度採択する国際疾病、傷害及び死因統計分類の改正に基づいて、これを行うものとする。**

この分類は、引用に際しては、国際疾病分類と称することができる。

**第 3 条 死亡及び疾病統計の作成公表にあたっては、各加盟国は、分類、符号処理、年齢区分、地域区分、その他の関連した定義及び基準について、世界保健総会が作成した勧告に、できる限り従わなければならない。**

第 4 条 各加盟国は、毎年 1 回死亡統計を作成し、これを公表しなければならない。この統計には、本国（内地）の領域又は資料の入手可能な地域を範囲とし、かつその地域を明示しなければならない。

第 5 条 各加盟国は、原死因を明瞭に付して、死亡を引き起こし又はその一因となった病状若しくは傷害を記載しうるような死亡診断書の様式を採用しなければならない。

第 6 条 各加盟国は、本機関より依頼された場合、憲章第 64 条の規定に基づき、この規則に従って作成された統計及び憲章第 63 条の規定により通報されない統計を提出しなければならない。

## 第7条

- 1 この規則は、1968年1月1日から効力を生ずる。
- 2 この規則は、施行に際し次に規定する場合を除き、この規則に拘束される各加盟国間及びこれらの各国と本機関との間において、1948年の世界保健機関分類規則の規定及びその後の改正にかわるものとする。
- 3 本規則第2条により世界保健総会が採択した国際疾病分類の改正は、世界保健総会が定めた期日から効力を生ずるものとし、以下に規定する場合を除き、従前のいずれの「分類」にもかわるものとする。

## 第8条

- 1 世界保健機関憲章第22条に規定する拒否又は留保を行うことのできる期間は、世界保健総会によるこの規則の採択を、事務局長が通告した日から6か月間とする。この期間満了後に事務局長が受理した拒否又は留保は、いずれも効力を有しない。
- 2 本条第1項の規定は、世界保健総会が本規則第2条によって今後採択する国際疾病分類の改正にも、同様に適用するものとする。

第9条 本規則、国際疾病分類又はその改正に対する拒否又は留保の全部若しくは一部は、事務局長に通告することによって、随時撤回することができる。

第10条 事務局長は、本規則の採択、国際疾病分類の改正の採択並びに第8条及び第9条の規定に基づき受理した通告を、すべての加盟国に通告するものとする。

第11条 この規則の原本は、本機関の記録に寄託する。

事務局長は、認証謄本をすべての加盟国へ送付する。

事務局長は、この規則の効力が発生したときには、国際連合憲章第102条の規定に基づく登録の為に、認証謄本を国際連合事務総長に送付する。

1967年5月22日に、ジュネーブにおいて作成した。

世界保健総会議長

V . T . H. GUNARATNE

世界保健機関事務局長

M . G . CANDAU